

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成21年12月16日 提出
【計算期間】	第9期（自 平成20年9月17日 至 平成21年9月16日）
【ファンド名】	J A 海外株式ファンド
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 畠 善行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
【事務連絡者氏名】	長谷川 幸樹
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
【電話番号】	03-5221-1200
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下のとおりです。

商品分類：追加型投信 / 海外 / 株式

属性区分：その他資産（投資信託証券（株式：一般）） / 年1回 / グローバル（除く日本） /
ファミリーファンド / 為替ヘッジなし

商品分類および属性区分 一覧表

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、社団法人 投資信託協会のホームページ <<http://www.toushin.or.jp/>> をご覧下さい。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		海外
	内外	その他資産（ ）

追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類(表紙)と属性区分における投資対象資産は異なります。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式	年1回	グローバル (除く日本)	ファミリー ファンド	(あり)		
		日本				
	年2回	北米				
債券	年4回	欧州			ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
		アジア				
	年6回 (隔月)	オセアニア				
その他債券	年12回 (毎月)	中南米	なし			
クレジット属性()		アフリカ				
不動産投信	日々	中近東 (中東)		なし		
その他資産 (投資信託証券：株式(一般))		エマージング				
資産複合()						
資産配分固定型	その他 ()					
資産配分変更型						

その他資産：組入れている資産を記載するものとする。

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

< 信託金の限度額 >

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第2条））

< ファンドの特色 >

日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とします。

・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。



- ・当ファンドは、J A 海外株式マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界先進各国の上場株式、店頭登録株式などへ投資します。

MSCI KOKUSAI・インデックス（当社円換算ベース）を中長期的に上回る成果を目指します。

- ・当ファンドは、MSCI KOKUSAI・インデックス（当社円換算ベース）をベンチマークとします。
「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。
- ・MSCI KOKUSAI・インデックスとは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナルが開発した日本を除く世界主要国の主要銘柄の時価総額を基にした株価指数で、日本を除く世界主要国の株式市場全体の実勢を反映している指数といえます。
当インデックスの構成国は、米国、ドイツ、英国、シンガポール、オーストラリアなど北米、欧州、アジア・オセアニアの22カ国です。（平成21年11月現在）
- ・当ファンドの運用にあたっては、同インデックス（米ドルベース）をもとに、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナルの許諾を受けたうえで、当社が独自に円換算したものを採用しています。
- ・当インデックスは、年金の外国株式運用等においてもベンチマークとして数多く採用されています。

マザーファンドの外貨建資産の運用指図に関する権限を、ウェリントン・マネジメントに委託し、同社の銘柄選択能力を活かします。

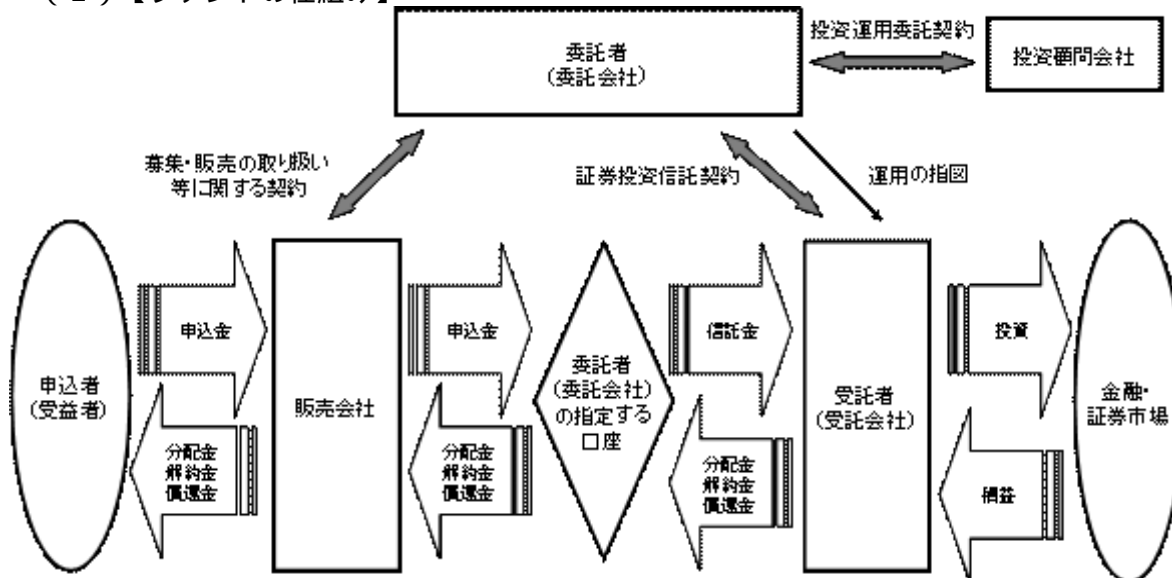
- ・米国有数の運用会社であるウェリントン・マネジメントが、同社のアナリストによるファンダメンタルズ分析（定性分析）と同社独自のクオンツ分析（定量分析）との併用によるボトムアップ型個別銘柄選択を行います。
またベンチマーク対比でのリスク管理も行います。



<ウェリントン・マネジメントの概要>

- ・世界で最古の運用機関のひとつ
1928年に創業し、80年以上の歴史を持つ独立系投資運用会社
- ・世界で有数の運用機関のひとつ
2009年9月末の運用資産総額は、約5,056億ドル（約45兆円）
- ・グローバルな事業展開
ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界40カ国以上の1,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

(2) 【ファンドの仕組み】



《委託者》農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(委託会社)

- ①信託財産の運用指図
- ②目録見書および運用報告書の作成 等
- ※委託者は、当ファンドにおいて販売会社としての役割も有しています。

《販売会社》

- ①ファンドの募集の取扱い・販売および一卸解約の請求の受付
- ②目録見書および運用報告書の交付
- ③収益分配金、償還金および一卸解約金の支払い 等

《受託者》三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社) (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- ①信託財産の保管・管理・計算
- ②通知信託に係る振替機関への通知 等

《投資顧問会社》ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エル・エル・ピー

(Wellington Management Company, LLP)

委託者から外貨運用資産の運用の指図に関する権限の委託を受け、JA海外株式マザーファンドにおける運用の指図、投資判断、発注等を行います。

委託者（委託会社）の概況（平成21年10月30日現在）

資本金の額

19億2千万円

沿革

平成5年9月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

平成8年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億2千万円

平成12年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

平成19年9月30日 金融商品取引業の登録

大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	19,550	50.91
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	18,850	49.09

（参考）

＜ウェリントン・マネジメントの概要＞

- ・世界で最古の運用機関のひとつ
1928年に創業し、80年以上の歴史を持つ独立系投資運用会社
- ・世界で有数の運用機関のひとつ
2009年9月末の運用資産総額は、約5,056億ドル（約45兆円）
- ・グローバルな事業展開
ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界40ヵ国以上の1,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第 条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

b. 運用方法

投資対象

JA 海外株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界先進各国の株式に直接投資する場合があります。

投資態度

(イ) JA 海外株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、当社が円ベースに換算したモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ・インデックス（以下「MSCI KOKUSAI・インデックス」といいます。）を上回る投資成果を目指します。

(ロ) 主要投資対象である JA 海外株式マザーファンドの運用にあたりましては、主に MSCI KOKUSAI・インデックスに採用されている世界先進各国（日本を除く）の株式に積極的に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算した MSCI KOKUSAI・インデックスに対しての超過収益の獲得に努めます。JA 海外株式マザーファンドの運用につきましては、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エル・エル・ピーに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

なお、JA 海外株式マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位に保ちます。

(ハ) 実質組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。

(ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類（約款第14条の2）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限り、）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 運用の指図範囲等（約款第15条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「A海外株式マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券ならびに第1号から第22号(下記1.~22.)までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号(上記1.~11.)の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で第21号(上記21.)の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号(上記1.)の証券または証書、第12号(上記12.)ならびに第17号(上記17.)の証券または証書のうち第1号(上記1.)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号(上記2.~6.)までの証券および第12号(上記12.)ならびに第17号(上記17.)の証券または証書のうち第2号から第6号(上記2.~6.)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号(上記13.)の証券および第14号(上記14.)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項(上記)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品

取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号(上記5.)の権利の性質を有するもの

第1項(上記)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号(上記1.~6.)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

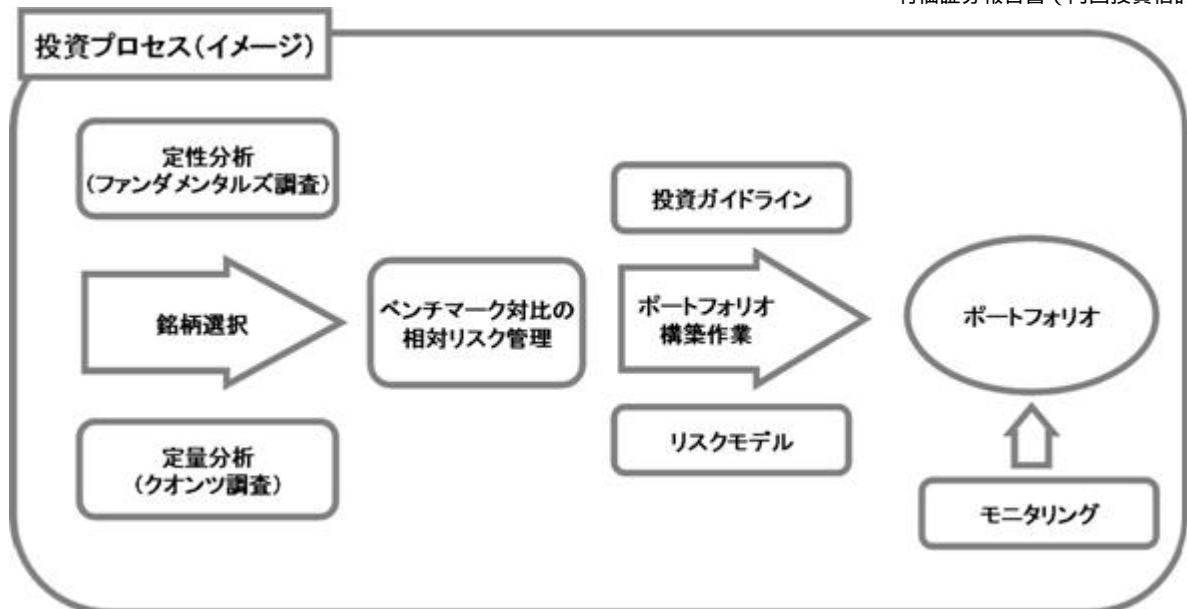
1. 運用体制

J A海外株式ファンドは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。

J A海外株式ファンドは、J A海外株式マザーファンドを主要投資対象とし、外貨建資産の運用は、ウェリントン・マネジメントに外部委託しています。

(1) ウェリントン・マネジメントの運用プロセス(外貨建資産の運用)

ウェリントン・マネジメントは、ボトムアップの銘柄選択による付加価値の創出に重点を置き、定性分析(ファンダメンタルズ調査)および定量分析(クオンツ調査)、両手法の融合をベースにポートフォリオ構築を行います。



(2) 当ファンドの運用プロセス

ウェリントン・マネジメントによる運用計画の立案

当社は、毎月、ウェリントン・マネジメントに対して、上記プロセスに基づく外貨建資産の運用に関する運用計画を立案させています。

全体の運用計画の立案

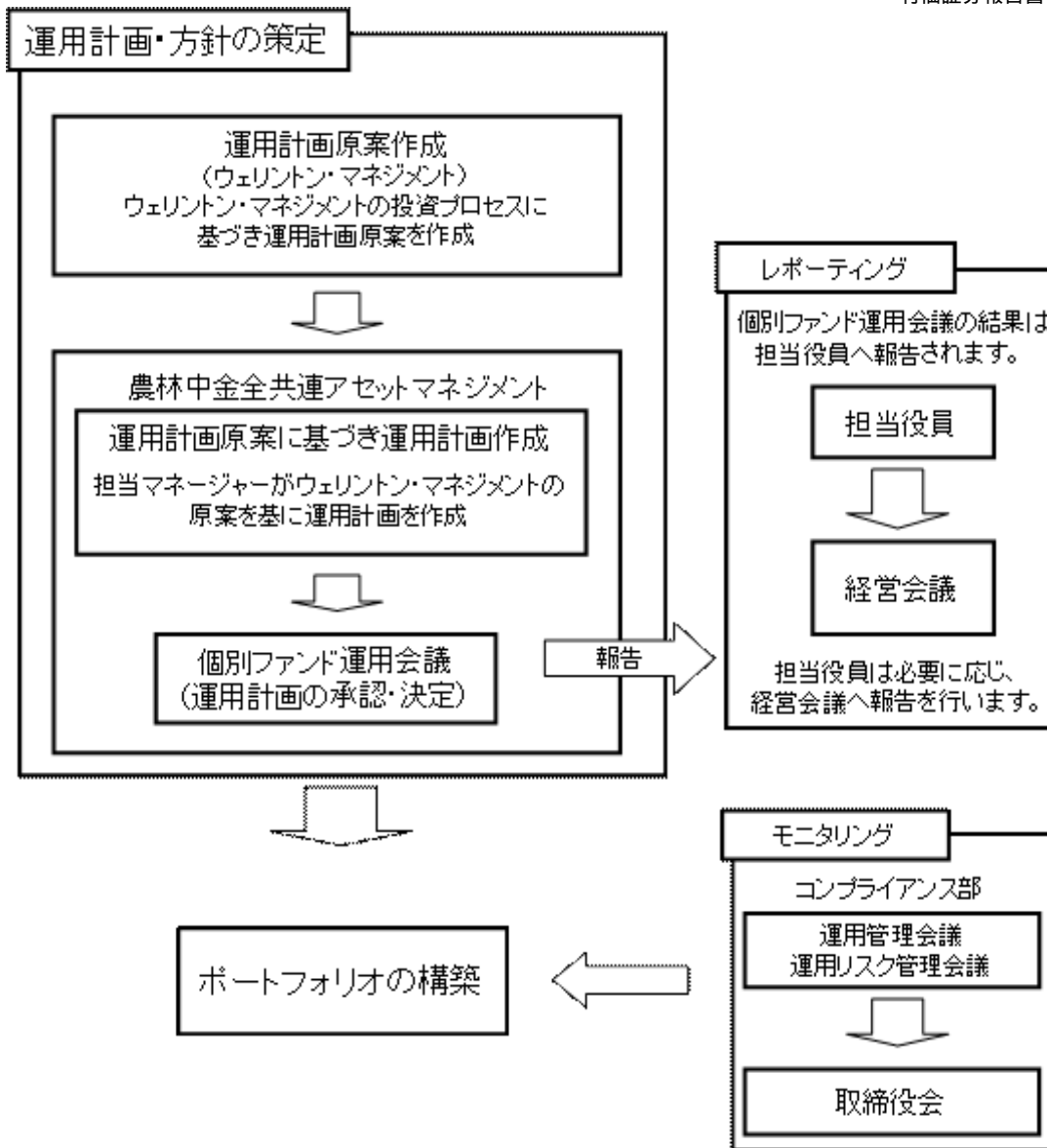
担当ファンドマネージャーは、投資信託約款および投資ガイドライン等に照らし、ウェリントン・マネジメントの運用計画案が適正であることを確認のうえ、ファンド全体としての運用計画を立案します。

運用計画の決定

運用計画案は、個別ファンド運用会議において、議論されたうえ、決定されます。

運用状況のモニタリング

運用計画、法令遵守等のモニタリングはコンプライアンス部が行い、運用管理会議においてモニタリング結果が報告されます。また、運用リスクのモニタリングとパフォーマンス分析はコンプライアンス部が行い、運用リスク管理会議においてモニタリング・分析結果が報告されます。



2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	30名程度 (うち 投資判断に携わる者 25名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社およびJ A 海外株式マザーファンドの外貨建て資産の運用にかかる運用の委託を行うウェリントン・マネジメントについて、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

a．収益分配方針（運用の基本方針 3．収益分配方針）

毎決算時（毎年9月16日、休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

原則として、親投資信託に帰属する利子・配当収益のうち、信託財産に帰属する利子・配当収益を中心に分配を行います。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b．収益の分配方式（約款第40条）

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c．収益分配金の再投資等（約款第41条）

受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金（委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）が販売会社に交付されます。

販売会社は、別に定める契約（累積投資契約）に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第4項（上記）および約款第44条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（５）【投資制限】

a．親投資信託への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

ＪＡ海外株式マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

b．株式への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

- c. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第15条第4項および第6項)

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- d. 投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第15条第5項および第6項)

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- e. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

- f. 投資する株式等の範囲(約款第17条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準じるものとして委託者が定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第1項(上記)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

- g. 同一銘柄の株式等への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第18条)

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

第1項、第2項および第3項(上記、および)において信託財産に属するとみなした額と

は、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

h. 信用取引の指図範囲(約款第19条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

第1項(上記)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第2項(上記)の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

i. 先物取引等の運用指図(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第20条)

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

j. スワップ取引の運用指図(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第21条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

第3項(上記)において、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保

の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

k．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第22条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

l．有価証券の貸付の指図および範囲（約款第23条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を第1号および第2号（下記1．および下記2．）の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

第1項第1号および第2号（上記 1．および上記 2．）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

m．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第24条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

n．外国為替予約の指図（約款第25条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第1項（上記 ）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

第2項（上記 ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

o．一部解約の請求および有価証券売却等の指図（約款第31条）

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

p．再投資の指図（約款第32条）

委託者は、約款第31条（上記o．）の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

q．資金の借入れ（約款第33条）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

r．デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

s．同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

（参考）

「J A海外株式マザーファンドの概要」

（1）投資方針

a．基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

b．運用方法

投資対象

日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

（イ）主にモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ・インデックス

（以下「MSCI KOKUSA I・インデックス」といいます。）に採用されている世界先進各国（日本を除く）の株式に積極的に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したMSCI KOKUSA I・インデックスを上回る投資成果を目指します。

（ロ）運用にあたりましては、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エル・エル・ピーに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

この投資信託は、原則として、ファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により銘柄選択を行い、当社が円ベースに換算したMSCI KOKUSAI・インデックスに対しての超過収益の獲得に努めます。

なお、株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

(八) 組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクの回避を図るための為替ヘッジは行いません。

(二) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

運用の指図範囲等(約款第10条第1項から第3項)

委託者(約款第12条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、約款第11条、約款第13条から約款第18条まで、約款第21条および約款第27条から約款第29条までについて同じ。)は、信託金を、主として第1号から第22号(下記1.~22.)までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号(上記1.~11.)の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、有価証券に限り、有価証券に係るものに限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で第21号(上記21.)の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号(上記1.)の証券または証書、第12号(上記12.)ならびに第17号(上記17.)の証券または証書のうち第1号(上記1.)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号(上記2.~6.)までの証券および第12号(上記12.)ならびに第17号(上記17.)の証券または証書のうち第2号から第6号(上記2.~6.)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号(上記13.)の証券および第14号(上記14.)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項(上記)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号(上記 5.)の権利の性質を有するもの

第1項(上記)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項第1号から第6号(上記1.~6.)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

a. 株式への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限)

株式への投資割合には、制限を設けません。

b. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第10条第4項)

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第10条第5項)

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限)

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

e. 投資する株式等の範囲(約款第13条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずるものとして委託者が定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第1項(上記)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

f. 同一銘柄の株式等への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第14条)

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の

時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

g. 信用取引の指図範囲(約款第15条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

第1項(上記)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第2項(上記)の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をします。

h. 先物取引等の運用指図(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第16条)

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))。

委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図・目的・範囲(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第17条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

j. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(運用の基本方針 2. 運用方法(3) 投資制限、約款第18条)

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

k. 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第19条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を第1号および第2号(下記1.および下記2.)の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

第1項第1号および第2号(上記1.および上記2.)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

l. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第20条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m. 外国為替予約の指図(約款第21条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第1項(上記)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

第2項(上記)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

本書提出日の直近日（平成21年10月30日）現在において、「J A 海外株式マザーファンド」を投資対象とするファンドは以下のとおりです。

なお、「J A 海外株式マザーファンド」を投資対象とする他のファンドが設定されることがあります。

ファンド名
J A 海外株式ファンド
J A 海外株式私募ファンド（適格機関投資家専用）
J A 資産設計ファンド（安定型）
J A 資産設計ファンド（成長型）
J A 資産設計ファンド（積極型）
J A グローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、実質的に株式などの値動きのある証券（外国証券には為替変動リスク等もあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、当ファンドは金融機関の預貯金と異なり、元金および利息の保証はありません。また、当ファンドは預金（貯金）保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、登録金融機関の販売の場合には投資者保護基金の対象でもありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは受益者に負っていただくこととなります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、

当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

留意事項

当ファンドは、ベンチマークを中長期的に上回る成果を目指しますが、仮にファンドがベンチマークを上回る成果を上げていたとしても、ベンチマーク自体が下落している場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

実質的な株式の組入比率を高位に保つとともに、原則として為替ヘッジを行わないことから、基準価額は大きく変動することもあります。

また、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

「為替ヘッジ」とは、「為替変動リスク」を軽減するために行う外国為替取引を意味します。

（２）投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準や、国別配分・業種別配分等のリスク配分の分散状況を管理しています。また、各銘柄の保有ウェイトや業種配分が、個別ファンド運用会議で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行っています。

担当ファンドマネージャーは、毎月、リスク管理の実績を個別ファンド運用会議に報告しています。

ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

[運用管理会議]

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

[運用リスク管理会議]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<通常（確定拠出年金制度に基づく申込の取扱いは除きます。以下同じ。）の申込>の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は2.1%（税抜2.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 半休日は午前9時から正午まで
 <ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

<確定拠出年金制度に基づく申込^(注)>の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

(注)「確定拠出年金制度に基づく申込」とは、確定拠出年金法に規定する加入者等の行った運用の指図に基づき、同法に規定する資産管理機関又は連合会（同法に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）が行う申込をいいます。（以下同じ。）

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額（当該基準価額に0.30%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.575%（税抜1.50%）の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおりとします。

（年率）

信託財産の純資産総額	委託者	販売会社	受託者	合計
300億円以下	0.945% (税抜0.90%)	0.525% (税抜0.50%)	0.105% (税抜0.10%)	1.575% (税抜1.50%)
300億円超500億円以下	0.966% (税抜0.92%)	0.525% (税抜0.50%)	0.084% (税抜0.08%)	1.575% (税抜1.50%)
500億円超	0.987% (税抜0.94%)	0.525% (税抜0.50%)	0.063% (税抜0.06%)	1.575% (税抜1.50%)

信託報酬の販売会社への配分は、「第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (2) ファンドの仕組み」に記載されています各業務に対する代行手数料であり、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとなります。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

運用の指図範囲等（約款第15条）に規定する親投資信託の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、上記に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、当該親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。

上記に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年率0.7875%（税抜0.75%）以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

（４）【その他の手数料等】

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.00315%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中より支弁します。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中から支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

通常の申込に係る課税上の取扱いは、以下のとおりです。

なお、確定拠出年金制度に基づく申込の場合は、同制度に係る税制が適用されます。

<個人、法人別の課税の取扱いについて>

個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率10%（所得税7%、地方税3%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

（注）平成24年1月から、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還により交付を受ける金銭等は、その全額を譲渡収入とみなして課税されます。

一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）は、税率10%（所得税7%、地方税3%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

（注）平成24年1月から、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

損益通算について

公募株式投資信託や上場株式等の譲渡損失については譲渡益および公募株式投資信託の分配金や上場株式等の配当金等との損益通算が可能です。

損失	利益	株式配当金 株式投資信託分配金	株式投資信託 解約・償還益	株式譲渡益	株式投資信託譲渡益
株式投資信託 解約・償還損		○	○	○	○
株式投資信託 譲渡損		○	○	○	○
株式譲渡損		○	○	○	○

法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時およ

び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。なお、税額控除が適用されます。

（注）平成24年1月から、15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）となります。

（注）個人および法人の受益者に対する課税については、本書提出日現在のものであり、税制が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について > をご参照ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注意）

当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。

販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

税制が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。詳しくは、販売会社、税務署などへお問い合わせください。

5【運用状況】（平成21年10月30日現在）

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しています。したがって、表示の合計値が個別数値の合計と一致しない場合もあります。

(1)【投資状況】

<JA海外株式ファンド>

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	288,225,746	99.82
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		514,359	0.18
合計（純資産総額）		288,740,105	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

(参考)

<JA海外株式マザーファンド>

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	7,726,658,755	51.01
	カナダ	388,884,223	2.57
	ドイツ	406,296,580	2.68
	イタリア	531,554,264	3.51
	フランス	1,017,301,617	6.72
	オーストラリア	130,235,415	0.86
	イギリス	2,187,332,285	14.44
	スイス	559,967,686	3.70
	香港	374,033,940	2.47
	シンガポール	182,091,801	1.20
	オランダ	79,631,837	0.53
	スペイン	645,883,589	4.26
	ベルギー	139,462,851	0.92
	ノルウェー	44,368,695	0.29
	オーストリア	152,791,795	1.01
	デンマーク	74,387,887	0.49
アイルランド	251,692,912	1.66	
小計		14,892,576,132	98.32
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		255,206,864	1.68
合計（純資産総額）		15,147,782,996	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

< J A 海外株式ファンド >

a . 評価額 (全銘柄)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
				単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
日本	親投資信託 受益証券	J A 海外株式マザー ファンド	324,286,393	0.8673	281,253,589	0.8888	288,225,746	99.82

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b . 全銘柄の種類別投資比率

種類別	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.82
合計	99.82

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率です。

(参考)

< J A 海外株式マザーファンド >

a . 評価額上位30銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	通貨	数量 (株数)	帳簿価額		評価額		邦貨換算 帳簿価額 (円)	邦貨換算 評価額 (円)	投資 比率 (%)
						単価 (当該 通貨)	金額 (当該通貨)	単価 (当該 通貨)	金額 (当該通貨)			
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	ドル	24,068	177.15	4,263,718.30	196.35	4,725,751.80	389,874,401	432,122,744	2.85
イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	ポンド	464,603	5.43	2,522,794.29	5.86	2,724,896.59	381,951,055	412,549,343	2.72
スペイン	株式	TELEFONICA S.A.	電気通信サービス	ユーロ	124,729	18.62	2,322,453.98	19.19	2,393,549.51	314,924,759	324,565,313	2.14
イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	ポンド	72,457	27.34	1,981,336.66	27.52	1,994,016.64	299,974,370	301,894,119	1.99
アメリカ	株式	WELLS FARGO & COMPANY	銀行	ドル	106,810	28.58	3,052,629.80	28.57	3,051,561.70	279,132,468	279,034,801	1.84
イギリス	株式	STANDARD CHARTERED PLC	銀行	ポンド	113,684	14.62	1,662,790.93	15.36	1,746,754.66	251,746,546	264,458,655	1.75
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	ドル	101,084	25.21	2,548,327.64	28.22	2,852,590.48	233,019,079	260,840,873	1.72
アメリカ	株式	GAP INC	小売	ドル	121,313	21.49	2,607,016.37	22.14	2,685,869.82	238,385,576	245,595,936	1.62
アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS GROUP INC	各種金融	ドル	14,749	176.66	2,605,558.34	178.58	2,633,876.42	238,252,254	240,841,659	1.59
スペイン	株式	BANCO SANTANDER SA	銀行	ユーロ	151,177	10.78	1,629,688.06	11.35	1,715,858.95	220,985,700	232,670,473	1.54
アメリカ	株式	CONOCO PHILLIPS	エネルギー	ドル	49,133	46.33	2,276,331.89	51.33	2,521,996.89	208,147,788	230,611,395	1.52
スイス	株式	CREDIT SUISSE GROUP	銀行	スイスフラン	44,066	55.70	2,454,476.20	56.65	2,496,338.90	220,313,783	224,071,379	1.48
フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	ユーロ	30,620	51.69	1,583,012.51	53.74	1,645,518.80	214,656,496	223,132,349	1.47
アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	ドル	18,923	119.35	2,258,460.05	122.87	2,325,069.01	206,513,586	212,604,310	1.40
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	ドル	108,143	22.69	2,453,764.67	21.45	2,319,667.35	224,372,241	212,110,382	1.40
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	ドル	46,448	46.90	2,178,411.20	49.01	2,276,416.48	199,193,920	208,155,522	1.37
アメリカ	株式	MARATHON OIL CORP	エネルギー	ドル	66,232	32.94	2,181,682.08	33.40	2,212,148.80	199,493,009	202,278,886	1.34
ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	ユーロ	22,865	65.30	1,493,084.50	64.52	1,475,249.80	202,462,258	200,043,872	1.32
フランス	株式	SANOFI-AVENTIS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	ユーロ	28,572	48.04	1,372,598.88	50.88	1,453,743.36	186,124,408	197,127,599	1.30
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	ドル	61,716	32.75	2,021,199.00	34.14	2,106,984.24	184,818,436	192,662,638	1.27
アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	ドル	3,587	487.80	1,749,759.03	551.05	1,976,616.35	159,997,965	180,741,799	1.19
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	ドル	16,100	93.59	1,506,817.11	122.60	1,973,860.00	137,783,356	180,489,758	1.19
イタリア	株式	ENI SPA	エネルギー	ユーロ	74,278	17.38	1,291,115.79	17.58	1,305,807.24	175,075,301	177,067,461	1.17
イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC HKD	銀行	香港ドル	174,000	84.75	14,746,500.00	85.80	14,929,200.00	174,008,700	176,164,560	1.16
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SA	資本財	ユーロ	17,617	70.40	1,240,236.80	72.89	1,284,103.13	168,176,110	174,124,384	1.15
イギリス	株式	XSTRATA PLC	素材	ポンド	120,569	9.47	1,141,788.43	9.47	1,141,788.43	172,866,768	172,866,768	1.14
アメリカ	株式	DOVER CORP	資本財	ドル	48,706	38.09	1,855,211.54	38.78	1,888,818.68	169,640,543	172,713,580	1.14
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	ドル	31,073	60.15	1,869,040.95	59.86	1,860,029.78	170,905,104	170,081,123	1.12
アメリカ	株式	PRECISION CASTPARTS CORP	素材	ドル	17,931	96.25	1,725,858.75	98.09	1,758,851.79	157,812,524	160,829,407	1.06
アメリカ	株式	AMGEN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	ドル	32,040	58.48	1,873,699.20	54.29	1,739,451.60	171,331,054	159,055,454	1.05

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額（邦貨換算金額）の比率です。

(注2) 邦貨換算金額は、該当日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により当該通貨金額を邦貨換算しています。

b . 全銘柄の種類別および業種別投資比率

種類別および業種別	投資比率 (%)
株式	98.32

内 エネルギー	12.64
内 素材	8.23
内 資本財	6.92
内 商業・専門サービス	2.25
内 運輸	0.65
内 自動車・自動車部品	0.88
内 消費者サービス	0.96
内 メディア	0.81
内 小売	5.18
内 食品・生活必需品小売り	1.14
内 食品・飲料・タバコ	6.33
内 家庭用品・パーソナル用品	0.29
内 ヘルスケア機器・サービス	1.64
内 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.94
内 銀行	14.55
内 各種金融	3.55
内 保険	4.13
内 不動産	0.66
内 ソフトウェア・サービス	5.37
内 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.97
内 電気通信サービス	3.94
内 公益事業	2.29
合計	98.32

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価額（邦貨換算金額）の比率です。

(注2) 株式の内書きの比率は、業種別の内訳です。

【投資不動産物件】

< J A 海外株式ファンド >

該当事項はありません。

(参考)

< J A 海外株式マザーファンド >

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

< J A 海外株式ファンド >

該当事項はありません。

(参考)

< J A 海外株式マザーファンド >

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (分配落ち)(円)	純資産総額 (分配付き)(円)	基準価額 (分配落ち)(円)	基準価額 (分配付き)(円)
第1期計算期間末 平成13年9月17日	5,719,826	5,719,826	8,951	8,951
第2期計算期間末 平成14年9月17日	27,395,721	27,395,721	8,044	8,044
第3期計算期間末 平成15年9月16日	59,372,547	59,372,547	8,782	8,782
第4期計算期間末 平成16年9月16日	59,574,003	59,574,003	9,365	9,365
第5期計算期間末 平成17年9月16日	86,684,468	88,637,272	10,878	11,123
第6期計算期間末 平成18年9月19日	155,920,425	158,191,801	12,289	12,468
第7期計算期間末 平成19年9月18日	271,876,942	275,214,601	13,274	13,437
第8期計算期間末 平成20年9月16日	262,919,173	262,919,173	9,680	9,680
第9期計算期間末 平成21年9月16日	278,865,550	278,865,550	7,499	7,499
平成20年10月末日	192,159,838	-	6,801	-
11月末日	179,508,367	-	6,185	-
12月末日	183,116,405	-	6,070	-
平成21年1月末日	179,600,219	-	5,749	-
2月末日	182,225,573	-	5,698	-
3月末日	194,223,496	-	5,888	-
4月末日	219,669,535	-	6,475	-
5月末日	242,178,666	-	6,952	-
6月末日	246,661,197	-	6,942	-
7月末日	266,076,315	-	7,348	-
8月末日	273,995,733	-	7,426	-
9月末日	279,566,465	-	7,492	-
10月末日	288,740,105	-	7,669	-

(注) 基準価額は、1万口当りの純資産額を表示しています。

【分配の推移】

	1万口当りの分配金(税込み)
第1期計算期間(平成13年9月17日)	円
第2期計算期間(平成14年9月17日)	円
第3期計算期間(平成15年9月16日)	円
第4期計算期間(平成16年9月16日)	円
第5期計算期間(平成17年9月16日)	260円
第6期計算期間(平成18年9月19日)	190円
第7期計算期間(平成19年9月18日)	170円
第8期計算期間(平成20年9月16日)	円
第9期計算期間(平成21年9月16日)	円

(注) 分配金については、外国所得税控除を考慮しています。

【収益率の推移】

	収益率
第1期計算期間（平成13年9月17日）	10.5%
第2期計算期間（平成14年9月17日）	10.1%
第3期計算期間（平成15年9月16日）	9.2%
第4期計算期間（平成16年9月16日）	6.6%
第5期計算期間（平成17年9月16日）	18.8%
第6期計算期間（平成18年9月19日）	14.6%
第7期計算期間（平成19年9月18日）	9.3%
第8期計算期間（平成20年9月16日）	27.1%
第9期計算期間（平成21年9月16日）	22.5%

（注）収益率 = (当期末の分配付き基準価額 - 前期末の分配落ち基準価額) / 前期末の分配落ち基準価額 × 100で算出しています。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成12年11月24日 有価証券届出書の提出

平成12年12月11日 募集開始日

平成12年12月22日 信託契約締結日、ファンドの設定および運用開始日

平成19年1月4日 振替制度へ移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（2）取得申込

<通常（確定拠出年金制度に基づく申込の取扱いは除きます。以下同じ。）の申込>の場合

（イ）当ファンドの取得申込については、原則として午後3時（金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに取得の申し込みが行われ、かつ、当該取得申込の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の申し込みとします。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、取得申込の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ロ）当ファンドは、収益分配を行った場合、税金を差し引いた後、収益分配金を無手数料で再投資を行う「分配金再投資（累積投資）」専用のファンドです。

このため、取得申込者は、販売会社との間で、「J A 海外株式ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

「J A 海外株式ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）については、別の名称で同様の権利義務内容を定める契約または規定が用いられることがあり、この場合には、当該別の名称に読み替えるものとします。

（ハ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<確定拠出年金制度に基づく申込^{（注）}>の場合

確定拠出年金制度に係る手続きが必要になります。

（注）「確定拠出年金制度に基づく申込」とは、確定拠出年金法に規定する加入者等の行った運用の指図に基づき、同法に規定する資産管理機関又は連合会（同法に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）が行う申込をいいます。（以下同じ。）

（３）申込単位

< 通常の申込 > の場合

1万円以上1円単位とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

1円以上1円単位とします。

（４）申込手数料

< 通常の申込 > の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は2.1%（税抜2.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
半休日は午前9時から正午まで
<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

（５）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
半休日は午前9時から正午まで
<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

（１）一部解約申込

< 通常の申込 > の場合

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）原則として午後3時（金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の一部解約の実行の請求として受け付けるものとします。

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

(八) 委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記(2)に準じて計算された価額とします。

(二) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みの際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

確定拠出年金制度に係る手続きに従います。

(2) 解約価額

解約価額¹は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額²(当該基準価額に0.30%を乗じて得た額)を差し引いた価額となります。

1 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.30%)

2 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者(下記参照)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

< フリーダイヤル > 0120-439-244 (営業日の午前9時から午後5時まで)

半休日は午前9時から正午まで

< ホームページアドレス > <http://www.ja-asset.co.jp/>

(3) 一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第7条））

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

また、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
株式	原則として、時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）もしくは第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「JA外株」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 半休日は午前9時から正午まで
 <ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間（約款第3条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第46条第8項、第47条第1項、第48条、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託契約終了の日まで）とします。

(4)【計算期間】

信託の計算期間(約款第36条)

- a. この信託の計算期間は、毎年9月17日から翌年9月16日までとすることを原則とします。
ただし、第1期の計算期間は、平成12年12月22日から平成13年9月16日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
ただし、最終計算期間の終了日は、約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託契約の一部解約(約款第46条第8項から第13項)

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約の解約(約款第47条)

委託者は、約款第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(八) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第48条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

(二) 委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い（約款第49条）

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第51条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第52条の規定に従い、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第48条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第52条の規定にしたがいます。

(ロ) 信託約款の変更（約款第52条）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. その他の契約の変更

< 募集・販売の取扱い等に関する契約 >

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

< 運用の権限委託に関する契約 >

親投資信託の運用における投資顧問会社との投資運用委託契約は、親投資信託の信託期間終了まで継続します。

ただし、委託者、投資顧問会社が法令等に違反したとき、重大な契約違反を行ったとき、その他契約

を継続することが困難となった場合には、相手方に通知を行うことにより契約の終了又は契約内容の変更を行うことができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d．運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

<有価証券報告書および半期報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第50条）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f．公告（約款第53条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g．信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第54条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h．信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載にしたがい、以下の権利を有するものとします。

(イ) 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

当ファンドの収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。

受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金（委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）が販売会社（委託者は除きます。）に交付されます。この場合、販売会社（委託者は除きます。）は、累積投資契約に基づき、受益者に対して遅滞なく、収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものと

します。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（ハ）買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

（注）金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（ニ）反対者の買取請求権（約款第52条の2）

約款第46条もしくは約款第47条に規定する信託契約の解約または約款第52条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第46条第10項、約款第47条第3項または約款第52条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

上記の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

（ホ）投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成19年9月19日から平成20年9月16日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けており、第9期計算期間（平成20年9月17日から平成21年9月16日まで）の財務諸表については、あらた監査法人の監査を受けております。

1【財務諸表】

JA海外株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第8期 (平成20年9月16日現在)	第9期 (平成21年9月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	398,295	2,977,967
親投資信託受益証券	265,161,645	278,031,706
未収入金	-	33,653
未収利息	5	5
流動資産合計	265,559,945	281,043,331
資産合計	265,559,945	281,043,331
負債の部		
流動負債		
未払解約金	339,890	254,924
未払受託者報酬	152,806	127,745
未払委託者報酬	2,139,131	1,788,414
その他未払費用	8,945	6,698
流動負債合計	2,640,772	2,177,781
負債合計	2,640,772	2,177,781
純資産の部		
元本等		
元本	271,620,787	371,857,671
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	8,701,614	92,992,121
(分配準備積立金)	16,880,925	18,605,536
元本等合計	262,919,173	278,865,550
純資産合計	262,919,173	278,865,550
負債純資産合計	265,559,945	281,043,331

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期 自平成19年9月19日 至平成20年9月16日	第9期 自平成20年9月17日 至平成21年9月16日
営業収益		
受取利息	1,154	1,388
有価証券売買等損益	86,062,753	46,247,504
営業収益合計	86,061,599	46,246,116
営業費用		
受託者報酬	302,455	227,418
委託者報酬	4,234,088	3,183,788
その他費用	11,419	6,698
営業費用合計	4,547,962	3,417,904
営業利益	90,609,561	49,664,020
経常利益	90,609,561	49,664,020
当期純利益	90,609,561	49,664,020
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	5,592,737	5,236,081
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	67,060,176	8,701,614
剰余金増加額又は欠損金減少額	24,508,768	1,904,002
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,904,002
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	24,508,768	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,253,734	41,766,570
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,253,734	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	41,766,570
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,701,614	92,992,121

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第8期 (自平成19年9月19日 至平成20年9月16日)	第9期 (自平成20年9月17日 至平成21年9月16日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	計算期間に関する事項 前計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成19年9月19日から平成20年9月16日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	第8期 (平成20年9月16日現在)	第9期 (平成21年9月16日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	271,620,787口	371,857,671口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,701,614円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は92,992,121円であります。
3. 計算期間の末日における一単位当たりの純資産の額		
一口当たり純資産額	0.9680円	0.7499円
(一万口当たり純資産額)	(9,680円)	(7,499円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期 （自 平成19年9月19日 至 平成20年9月16日）	第9期 （自 平成20年9月17日 至 平成21年9月16日）
分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,883,263円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（56,596,147円）及び分配準備積立金（13,997,662円）より、分配対象収益は73,477,072円（一万口当たり2,705.13円）であります。基準価額水準、市況動向等を勘案し、分配は行っておりません。	分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,879,883円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（85,111,932円）及び分配準備積立金（15,725,653円）より、分配対象収益は103,717,468円（一万口当たり2,789.17円）であります。基準価額水準、市況動向等を勘案し、分配は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期 （自 平成19年9月19日 至 平成20年9月16日）	第9期 （自 平成20年9月17日 至 平成21年9月16日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第8期 （自 平成19年9月19日 至 平成20年9月16日）	第9期 （自 平成20年9月17日 至 平成21年9月16日）
期首元本額 204,816,766円 期中追加設定元本額 115,964,526円 期中一部解約元本額 49,160,505円	期首元本額 271,620,787円 期中追加設定元本額 123,187,186円 期中一部解約元本額 22,950,302円

2. 売買目的有価証券

種類	第8期 （平成20年9月16日現在）		第9期 （平成21年9月16日現在）	
	貸借対照表 計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）	貸借対照表 計上額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	265,161,645	79,267,031	278,031,706	38,868,364
合計	265,161,645	79,267,031	278,031,706	38,868,364

3. デリバティブ取引関係

第8期 (自 平成19年9月19日 至 平成20年9月16日)	第9期 (自 平成20年9月17日 至 平成21年9月16日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価金額(円)	備考
親投資信託受益証券	J A 海外株式マザーファンド	320,460,704	278,031,706	
合 計		320,460,704	278,031,706	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「J A海外株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りであります。

「J A海外株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

区分	(平成20年9月16日現在)	(平成21年9月16日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	341,135,413	248,285,234
コール・ローン	367,610,511	110,091,963
株式	15,788,175,711	14,488,963,305
派生商品評価勘定		644,645
未収入金	11,233,482	54,918,859
未収配当金	17,684,944	11,337,512
未収利息	4,949	206
流動資産合計	16,525,845,010	14,914,241,724
資産合計	16,525,845,010	14,914,241,724
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		865,829
未払金		133,375,367
未払解約金		77,122
流動負債合計		134,318,318
負債合計		134,318,318
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	14,951,489,155	17,035,453,837
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,574,355,855	2,255,530,431
純資産合計	16,525,845,010	14,779,923,406
負債・純資産合計	16,525,845,010	14,914,241,724

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成19年9月19日 至 平成20年9月16日)	(自 平成20年9月17日 至 平成21年9月16日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	(1)株式 同 左 (2)為替予約取引 同 左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同 左
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金の計上基準 同 左 (2)有価証券売買損益及び派生商品取引等損益の計上基準 同 左
4. その他	(1)外貨建取引等の会計処理 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)計算期間に関する事項 前計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成19年9月19日から平成20年9月16日までとなっております。	外貨建取引等の会計処理 同 左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（平成20年9月16日現在）	（平成21年9月16日現在）
1. 計算期間末日における受益権の総数	14,951,489,155口	17,035,453,837口
2. 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,255,530,431円であります。
3. 計算期間の末日における 一単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.1053円 (11,053円)	0.8676円 (8,676円)

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成19年9月19日 至 平成20年9月16日）	（自 平成20年9月17日 至 平成21年9月16日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

1.元本の移動

(自 平成19年9月19日 至 平成20年9月16日)		(自 平成20年9月17日 至 平成21年9月16日)	
本書における開示対象ファンドの期首における当該マ ザーファンドの元本額	14,803,849,500円	本書における開示対象ファンドの期首における当該マ ザーファンドの元本額	14,951,489,155円
同期中における追加設定元本額	3,147,723,104円	同期中における追加設定元本額	7,548,667,565円
同期中における一部解約元本額	3,000,083,449円	同期中における一部解約元本額	5,464,702,883円
同期末における元本の内訳		同期末における元本の内訳	
JA 海外株式ファンド	239,900,159円	JA 海外株式ファンド	320,460,704円
JA 資産設計ファンド(安定型)	48,148,634円	JA 資産設計ファンド(安定型)	75,973,084円
JA 資産設計ファンド(成長型)	84,988,659円	JA 資産設計ファンド(成長型)	134,056,170円
JA 資産設計ファンド(積極型)	139,147,153円	JA 資産設計ファンド(積極型)	214,547,443円
JA 海外株式私募ファンド(適格機関投資家専用)	8,841,409,221円	JA 海外株式私募ファンド(適格機関投資家専用)	8,725,316,705円
JA グローバルバランス私募ファンド(適格機関投資家専用)	5,597,895,329円	JA グローバルバランス私募ファンド(適格機関投資家専用)	7,565,099,731円
合計	14,951,489,155円	合計	17,035,453,837円

2. 売買目的有価証券

種類	(平成20年9月16日現在)		(平成21年9月16日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額(円)
株式	15,788,175,711	2,123,667,746	14,488,963,305	1,577,833,139
合計	15,788,175,711	2,123,667,746	14,488,963,305	1,577,833,139

3. デリバティブ取引関係

. 取引の状況等に関する事項

	(自平成19年9月19日 至平成20年9月16日)	(自平成20年9月17日 至平成21年9月16日)
1. 取引の内容	当該投資信託の利用している デリバティブ取引は、為替予約 取引であります。	同左
2. 取引の利用目的及び取引 に対する取組方針	デリバティブ取引は、投資信 託財産に属する外貨建資産につ いて、実需に対応し効率的な運 用に資することを目的として 行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、為替相場の 変動によるリスクを有しており ます。また、為替予約取引は、相 手方の契約不履行によるリスク を有しております。	同左
4. 取引に係るリスクの管理 体制	デリバティブ取引の執行・管 理については、信託約款並びに 取引権限及び取引限度額等を定 めた社内ルールに従い、運用部 門が指図し、リスク管理部門が 日常的にこれを監視しておりま す。	同左

. 取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

平成20年9月16日現在

該当事項はありません。

種 類	(平成21年9月16日現在)			
	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建				
米ドル	72,505,635		72,617,858	112,223
ユーロ	54,223,110		54,914,742	691,632
買建				
米ドル	54,223,110		54,654,352	431,242
英ポンド	29,399,008		29,371,196	27,812
スイスフラン	43,106,627		43,285,868	179,241
合 計	253,457,490		254,844,016	221,184

(注) 時価の算定方法

1. 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。
 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっておりま

す。

・期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2. 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

株式

別紙参照。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（２）注記表（その他の注記）３．デリバティブ取引関係」に開示しておりますので、記載を省略しております。

有価証券明細表(株式)

通貨名	銘柄名	株式数	評価額		備考
			単価(当該通貨)	金額(当該通貨)	
米ドル	CONOCO PHILLIPS	49,133	46.33	2,276,331.89	
	EXXON MOBIL CORPORATION	16,450	69.49	1,143,110.50	
	MARATHON OIL CORP	66,232	32.94	2,181,682.08	
	NABORS INDUSTRIES LTD	57,731	20.10	1,160,393.10	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	22,925	42.83	981,877.75	
	NOBLE CORPORATION	11,500	37.80	434,700.00	
	ULTRA PETROLEUM CORP	28,438	48.90	1,390,618.20	
	XTO ENERGY INC	30,320	41.08	1,245,545.60	
	MOSAIC CO/THE	13,700	53.67	735,279.00	
	PEABODY ENERGY CORPORATION	17,295	39.72	686,957.40	
	PRECISION CASTPARTS CORP	23,331	96.25	2,245,608.75	
	DOVER CORP	48,706	38.09	1,855,211.54	
	GENERAL DYNAMICS CORP	9,200	63.13	580,796.00	
	LOCKHEED MARTIN CORP	14,578	75.70	1,103,554.60	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	23,039	61.29	1,412,060.31	
	APOLLO GROUP INCORPORATED	9,800	67.70	663,460.00	
	FLUOR CORPORATION	6,900	55.07	379,983.00	
	ITT EDUCATIONAL SERVICE INC	3,730	99.22	370,090.60	
	JACOBS ENGINEERING GROUP INC	7,383	46.90	346,262.70	
	FORD MOTOR COMPANY	134,800	7.20	970,560.00	
	AUTOZONE INC	4,155	147.28	611,948.40	
	BEST BUY CO INC	26,850	38.32	1,028,892.00	
	BJ'S WHOLESALE CLUB INC	8,400	35.72	300,048.00	
	GAP INC	140,313	21.49	3,015,326.37	
	MACY'S INC	20,368	17.61	358,680.48	
	OFFICE DEPOT INC	87,000	6.31	548,970.00	
	WAL-MART STORES INC	23,957	49.93	1,196,173.01	
	ALTRIA GROUP INC	67,755	17.91	1,213,492.05	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	30,100	29.16	877,716.00	
	HANSEN NATURAL CORPORATION	15,100	32.38	488,938.00	
	HORMEL FOODS CORP	18,000	37.45	674,100.00	
	LORILLARD INC	7,954	73.11	581,516.94	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	46,448	46.90	2,178,411.20	
	GILEAD SCIENCES INC	28,277	46.08	1,303,004.16	
	HUMANA INC	21,165	38.78	820,778.70	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	56,770	27.70	1,572,529.00	
	AMGEN INC	32,040	58.48	1,873,699.20	
	ELI LILLY & CO	61,716	32.75	2,021,199.00	
	FOREST LABORATORIES	18,000	28.91	520,380.00	
	JOHNSON & JOHNSON	31,073	60.15	1,869,040.95	
MERCK & CO. INC.	19,400	32.70	634,380.00		
PFIZER INC	52,045	16.21	843,649.45		
SCHERING-PLOUGH CORP	26,000	28.58	743,080.00		
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	17,600	45.19	795,344.00		
WELLS FARGO & COMPANY	106,810	28.58	3,052,629.80		

有価証券明細表(株式)

通貨名	銘柄名	株式数	評価額		備考
			単価(当該通貨)	金額(当該通貨)	
米ドル	AMERIPRISE FINANCIAL INC	31,361	31.72	994,770.92	
	BANK OF AMERICA CORP	73,500	16.79	1,234,065.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	14,749	176.66	2,605,558.34	
	NASDAQ OMX GROUP / THE	30,283	21.49	650,781.67	
	ACE LTD	27,536	50.61	1,393,596.96	
	AXIS CAPITAL HOLDINGS	32,400	29.75	963,900.00	
	EVEREST RE GROUP LTD	14,730	85.65	1,261,624.50	
	UNUM GROUP	63,941	21.98	1,405,423.18	
	ACCENTURE PLC-CL A	82,790	35.81	2,964,709.90	
	GOOGLE INC-CL A	2,687	477.54	1,283,149.98	
	MICROSOFT CORP	134,184	25.21	3,382,778.64	
	ORACLE CORP	108,143	22.69	2,453,764.67	
	APPLE INC	19,568	175.16	3,427,530.88	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	18,923	119.35	2,258,460.05	
	SANDISK CORP	34,886	20.63	719,698.18	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	53,759	24.83	1,334,835.97	
	WESTERN DIGITAL CORP	32,864	36.44	1,197,564.16	
	AT&T INC	84,682	26.70	2,261,009.40	
	CENTERPOINT ENERGY INC	23,200	12.69	294,408.00	
	ENERGEN CORPORATION	17,300	43.44	751,512.00	
	ENTERGY CORP	14,407	78.48	1,130,661.36	
	EXELON CORP	37,364	50.14	1,873,430.96	
	FIRSTENERGY CORP	21,000	46.83	983,430.00	
	通貨小計	2,536,744		88,114,674.45	
		銘柄数68銘柄		(8,008,742,760)	
	カナダドル	BARRICK GOLD CORPORATION	16,602	40.70	675,701.40
POTASH CORP OF SASKATCHEWAN		10,461	100.79	1,054,364.19	
TORONTO-DOMINION BANK		27,061	68.02	1,840,689.22	
通貨小計		54,124		3,570,754.81	
	銘柄数3銘柄		(302,478,639)		
ユーロ	ENI SPA	74,278	17.38	1,291,115.79	
	OMV AG	55,122	28.50	1,570,977.00	
	BASF SE	22,346	36.10	806,690.60	
	BOUYGUES	8,465	35.86	303,597.22	
	EIFFAGE	5,675	45.70	259,375.87	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	17,617	70.40	1,240,236.80	
	SIEMENS AG-REG	22,865	65.30	1,493,084.50	
	TNT NV	19,007	18.33	348,493.34	
	PEUGEOT SA	14,280	21.50	307,091.40	
	VIVENDI UNIVERSAL SA	46,789	19.86	929,463.48	
	DELHAIZE GROUP	9,969	46.96	468,194.08	
	KONINKLIJKE AHOLD NV	55,264	8.44	466,649.21	
	PARMALAT SPA	294,660	1.86	549,735.37	
	ELAN CORP PLC	111,039	5.43	602,941.77	
	SANOFI-AVENTIS	28,572	48.04	1,372,598.88	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	51,967	12.24	636,076.08	

有価証券明細表（株式）

通貨名	銘柄名	株式数	評価額		備考
			単価（当該通貨）	金額（当該通貨）	
ユーロ	BANCO SANTANDER SA	151,177	10.78	1,629,688.06	
	BNP PARIBAS	30,620	53.10	1,625,922.00	
	FORTIS	190,809	3.05	582,539.87	
	SOCIETE GENERALE	11,795	50.14	591,401.30	
	DEUTSCHE BOERSE AG	13,451	56.93	765,765.43	
	SCOR SE	19,991	18.02	360,237.82	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	125,459	9.58	1,201,897.22	
	TELECOM ITALIA SPA	794,091	1.24	984,680.78	
	TELEFONICA S.A.	136,059	18.62	2,534,098.87	
	ENEL SPA	177,875	4.21	750,449.28	
	通貨小計	2,489,242		23,673,002.02	
		銘柄数26銘柄		(3,157,978,469)	
英ポンド	BP PLC	518,875	5.43	2,820,085.62	
	ANTOFAGASTA PLC	70,712	7.30	516,197.60	
	BHP BILLITON PLC	54,102	17.07	923,791.65	
	VEDANTA RESOURCES PLC	33,970	19.26	654,262.20	
	XSTRATA PLC	120,569	9.47	1,141,788.43	
	BAE SYSTEMS PLC	221,691	3.43	760,621.82	
	THOMAS COOK GROUP PLC	232,033	2.55	593,540.41	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	110,655	3.67	406,657.12	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	27,319	19.60	535,452.40	
	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	29,955	17.58	526,608.90	
	ASTRAZENECA PLC	72,457	27.34	1,981,336.66	
	BARCLAYS PLC	168,357	3.69	621,237.33	
	STANDARD CHARTERED PLC	112,636	14.63	1,647,864.68	
	通貨小計	1,773,331		13,129,444.82	
	銘柄数13銘柄		(1,968,891,545)		
スイスフラン	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	6,230	88.50	551,355.00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	4,259	164.70	701,457.30	
	CREDIT SUISSE GROUP	44,066	55.70	2,454,476.20	
	通貨小計	54,555		3,707,288.50	
	銘柄数3銘柄		(326,018,950)		
ノルウェークローネ	MARINE HARVEST	630,000	4.26	2,689,470.00	
	通貨小計	630,000		2,689,470.00	
	銘柄数1銘柄		(41,632,995)		
デンマーククローネ	CARLSBERG AS-B	6,815	366.00	2,494,290.00	
	H LUNDBECK A/S	41,240	101.00	4,165,240.00	
	通貨小計	48,055		6,659,530.00	
	銘柄数2銘柄		(119,405,372)		

有価証券明細表(株式)

通貨名	銘柄名	株式数	評価額		備考
			単価(当該通貨)	金額(当該通貨)	
オーストラリアドル	CALTEX AUSTRALIA LIMITED	48,662	12.22	594,649.64	
	通貨小計	48,662		594,649.64	
	銘柄数1銘柄			(46,781,087)	
香港ドル	WHARF HOLDINGS LTD	310,732	38.70	12,025,328.40	
	HSBC HOLDINGS PLC HKD	174,000	84.75	14,746,500.00	
	HYSAN DEVELOPMENT CO	116,072	19.32	2,242,511.04	
	WHEELOCK & CO LTD	249,000	23.05	5,739,450.00	
	通貨小計	849,804		34,753,789.44	
	銘柄数4銘柄			(407,661,950)	
シンガポールドル	WILMAR INTERNATIONAL LTD	266,687	6.40	1,706,796.80	
	通貨小計	266,687		1,706,796.80	
	銘柄数1銘柄			(109,371,538)	
	合計	8,751,204		14,488,963,305	
	銘柄数122銘柄			(14,488,963,305)	

有価証券明細表注記

1. 通貨の種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算金額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建証券の邦貨換算金額であり、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨名	銘柄数	組入株式 時価比率(%)	合計金額に 対する比率(%)
米ドル	株式 68銘柄	54.2	55.3
カナダドル	株式 3銘柄	2.0	2.1
ユーロ	株式 26銘柄	21.4	21.8
英ポンド	株式 13銘柄	13.3	13.6
スイスフラン	株式 3銘柄	2.2	2.2
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	0.3	0.3
デンマーククローネ	株式 2銘柄	0.8	0.8
オーストラリアドル	株式 1銘柄	0.3	0.3
香港ドル	株式 4銘柄	2.8	2.8
シンガポールドル	株式 1銘柄	0.7	0.8
合計	株式 122銘柄	98.0	100.0

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成21年10月30日現在)

<JA海外株式ファンド>

資産総額	289,280,937円
負債総額	540,832円
純資産総額(-)	288,740,105円
発行済数量	376,524,438口
1万口当り純資産額(/ ×10,000)	7,669円

(参考)

<JA海外株式マザーファンド>

資産総額	15,209,010,632円
負債総額	61,227,636円
純資産総額(-)	15,147,782,996円
発行済数量	17,043,259,514口
1万口当り純資産額(/ ×10,000)	8,888円

第5【設定及び解約の実績】

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間 自平成12年12月22日 至平成13年9月17日	6,486,327	95,948
第2期計算期間 自平成13年9月18日 至平成14年9月17日	28,419,818	753,199
第3期計算期間 自平成14年9月18日 至平成15年9月16日	39,646,831	6,100,535
第4期計算期間 自平成15年9月17日 至平成16年9月16日	26,015,981	30,002,471
第5期計算期間 自平成16年9月17日 至平成17年9月16日	46,645,242	30,574,627
第6期計算期間 自平成17年9月17日 至平成18年9月19日	79,417,372	32,225,348
第7期計算期間 自平成18年9月20日 至平成19年9月18日	126,810,717	48,873,394
第8期計算期間 自平成19年9月19日 至平成20年9月16日	115,964,526	49,160,505
第9期計算期間 自平成20年9月17日 至平成21年9月16日	123,187,186	22,950,302

(注1) 第1期計算期間の設定数量には、当初設定時のものを含まず。

(注2) 本邦以外において設定及び解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成21年10月30日現在）

19億2千万円

発行する株式の総数：116,400株

発行済株式総数：38,400株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

5. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

6. 運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

運用の流れ

1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、

個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

平成21年10月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託の総ファンド数は58本、純資産総額合計は1,040,645百万円（ともにマザーファンドを除く）であり、その概要は以下のとおりとなります。

（平成21年10月30日現在）

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	56本	946,556百万円
追加型公社債投資信託	2本	94,089百万円
合計	58本	1,040,645百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により、作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については、新日本監査法人の監査を受けており、第16期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1	5,984,678		5,120,541	
分別金信託		10,000		10,000	
前払費用		48,162		48,285	
未収委託者報酬		697,920		373,844	
未収運用受託報酬		108,336		100,387	
未収収益		39,317		57,605	
未収還付法人税等		-		228,002	
繰延税金資産		87,416		37,928	
その他		1,013		159	
流動資産計		6,976,846		5,976,755	
固定資産					
有形固定資産		174,940		144,470	
建物	2	116,099		104,642	
器具備品	2	58,841		39,827	
無形固定資産		7,298		7,259	
電話加入権等		7,298		7,259	
投資その他の資産		1,057,272		1,686,929	
投資有価証券		664,088		1,286,961	
長期差入保証金		290,893		290,893	
長期前払費用		1,753		1,446	
会員権		11,924		19,300	
繰延税金資産		62,694		62,409	
その他		25,918		25,918	
固定資産計		1,239,511		1,838,659	
資産合計		8,216,357		7,815,415	

		前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			5,825		6,378
未払金			265,992		155,773
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料	1	258,983		148,614	
その他未払金		3,863		4,012	
未払費用			72,787		67,378
未払法人税等			192,920		3,976
未払消費税等			12,713		9,432
前受運用受託報酬			63,987		6,516
賞与引当金			149,120		144,355
流動負債計			763,347		393,811
固定負債					
退職給付引当金			64,056		73,642
役員退任慰労引当金			47,300		38,300
固定負債計			111,356		111,942
負債合計			874,703	505,753	
(純資産の部)					
株主資本					
資本金	3		1,920,000		1,920,000
利益剰余金					
利益準備金		60,600		70,200	
その他利益剰余金		5,398,617		5,419,789	
任意積立金		4,425,000		5,205,000	
繰越利益剰余金		973,617		214,789	
利益剰余金計			5,459,217		5,489,989
株主資本計			7,379,217		7,409,989
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額 金			37,563		100,327
評価・換算差額等計			37,563		100,327
純資産合計			7,341,653	7,309,662	

負債・純資産合計			8,216,357		7,815,415
----------	--	--	-----------	--	-----------

(2)【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			4,555,793		2,907,987
販売手数料			4,443		-
運用受託報酬			668,484		609,330
受取手数料			24,303		13,379
営業収益計			5,253,025		3,530,697
営業費用					
支払手数料	2		813,577		554,800
広告宣伝費			544		140
受益証券発行費			440		-
調査費			291,328		287,865
調査費		283,545		280,045	
委託調査費		4,440		5,060	
図書費		3,343		2,760	
委託計算費			148,536		125,668
業務委託料			429,896		244,806
営業雑経費			148,899		113,456
通信費		30,657		27,398	
印刷費		96,929		68,141	
協会費		13,532		10,673	
諸会費		1,777		1,865	
その他営業雑経費		6,002		5,378	
営業費用計			1,833,223		1,326,737
一般管理費					
給料			1,104,071		1,123,020
役員報酬	1	84,147		85,448	
給料・手当		688,956		725,834	
賞与		167,448		155,681	
賞与引当金繰入		149,120		144,355	
役員退任慰労引当金繰入		14,400		11,700	
福利厚生費			137,280		141,622
交際費			16,803		11,233

旅費交通費			27,893		21,868
租税公課			23,232		18,511
不動産賃借料			313,317		324,879
賃借料			1,872		240
退職給付費用			9,741		16,882
固定資産減価償却費			43,917		32,935
業務委託費			358,371		185,642
諸経費			133,474		80,103
一般管理費計			2,169,975		1,956,939
営業利益			1,249,825		247,020

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取利息	2		26,818		32,358
受取配当金			7,465		6,158
その他			3,534		3,175
営業外収益計			37,819		41,691
営業外費用					
支払利息			878		279
投資有価証券売却損			897		-
その他			12		435
営業外費用計			1,787		714
経常利益			1,285,857		287,997
特別利益					
事務所移転立退料			226,500		-
特別利益計			226,500		-
特別損失					
固定資産除却損	3		88		560
投資有価証券評価損			-		49,910
特別損失計			88		50,470
税引前当期純利益			1,512,269		237,526
法人税、住民税及び事業税		570,118		58,903	
法人税等調整額		66,583	636,701	51,850	110,754
当期純利益			875,567		126,772

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,920,000	1,920,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,920,000	1,920,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	51,000	60,600
当期変動額		
剰余金の配当	9,600	9,600
当期変動額合計	9,600	9,600
当期末残高	60,600	70,200
その他利益剰余金		
任意積立金		
前期末残高	3,565,000	4,425,000
当期変動額		
任意積立金の積立	860,000	780,000
当期変動額合計	860,000	780,000
当期末残高	4,425,000	5,205,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,063,649	973,617
当期変動額		
任意積立金の積立	860,000	780,000
剰余金の配当	105,600	105,600
当期純利益	875,567	126,772
当期変動額合計	90,032	758,827
当期末残高	973,617	214,789
利益剰余金合計		
前期末残高	4,679,649	5,459,217
当期変動額		
任意積立金の積立	-	-
剰余金の配当	96,000	96,000

当期純利益	875,567	126,772
当期変動額合計	779,567	30,772
当期末残高	5,459,217	5,489,989
株主資本合計		
前期末残高	6,599,649	7,379,217
当期変動額		
剰余金の配当	96,000	96,000
当期純利益	875,567	126,772
当期変動額合計	779,567	30,772
当期末残高	7,379,217	7,409,989
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,353	37,563
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額(純額)	36,210	62,763
当期変動額合計	36,210	62,763
当期末残高	37,563	100,327
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,353	37,563
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額(純額)	36,210	62,763
当期変動額合計	36,210	62,763
当期末残高	37,563	100,327
純資産合計		
前期末残高	6,598,296	7,341,653
当期変動額		
剰余金の配当	96,000	96,000
当期純利益	875,567	126,772
株主資本以外の項目の当		
期変動額(純額)	36,210	62,763
当期変動額合計	743,357	31,991
当期末残高	7,341,653	7,309,662

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>_____</p> <p>その他有価証券 市場価格のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は総平 均法により算定)を採用しており ます。</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採 用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 同 左</p>
2. 固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1 日以降取得した建物(附属設備 は除く。)については定額法)を 採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。 建物 8~50年 器具備品 4~15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払い に備えるため、支給見込額を計上 しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるた め、当事業年度末における退職給 付債務の見込額に基づき計上し ております。</p> <p>(3) 役員退任慰労引当金 役員の退任慰労金の支給に備 えるため、内規に基づく期末要支 給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同 左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(3) 役員退任慰労引当金 同 左</p>
4. リース取引の処理方 法	<p>リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外 のファイナンス・リース取引に ついては、通常の賃貸借取引に係 る方法に準じた会計処理によっ ております。</p>	<p>所有権移転外ファイナンス ・リース取引のうち、リース取 引開始日が平成20年4月1日前 に開始する事業年度に属する ものについては、通常の賃貸借 取引に準じた会計処理によっ ております。</p>

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左
----------------------------	---------------------------------------	------------------

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ8,390千円減少しております。</p>	<p>_____</p> <p>(リース取引の処理方法) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

追加情報

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。</p>	<p>_____</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において「未収投資顧問料」として表示されていたものは、当事業年度から「未収運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>前事業年度において「前受投資顧問料」として表示されていたものは、当事業年度から「前受運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において「投資顧問料」として表示されていたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。</p>	<hr/>

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成20年3月31日）	当事業年度 （平成21年3月31日）
<p>1 関係会社に対する資産及び負債 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>預 金 5,946,669千円 未払手数料 8,744千円</p>	<p>1 関係会社に対する資産及び負債 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>預 金 5,060,084千円 未払手数料 7,181千円</p>
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 12,574千円 器具備品 75,904千円 合 計 88,479千円</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 24,030千円 器具備品 90,608千円 合 計 114,639千円</p>
<p>3 授権株式数及び発行済株式総数</p> <p>授権株式数 116,400株 発行済株式総数 38,400株</p>	<p>3 授権株式数及び発行済株式総数</p> <p>授権株式数 116,400株 発行済株式総数 38,400株</p>

（損益計算書関係）

前事業年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	当事業年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
<p>1 役員報酬の範囲額</p> <p>取締役 年額 120,000千円以内 監査役 年額 30,000千円以内</p>	<p>1 役員報酬の範囲額 同 左</p>
<p>2 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりです。</p> <p>受取利息 26,449千円 代行手数料 109,288千円</p>	<p>2 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりです。</p> <p>受取利息 28,640千円 代行手数料 84,591千円</p>
<p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。</p> <p>器具備品 88千円 合 計 88千円</p>	<p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。</p> <p>器具備品 560千円 合 計 560千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
合計	38,400			38,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	96,000	2,500	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	96,000	利益剰余金	2,500	平成20年3月31日	平成20年6月26日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
合計	38,400			38,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	96,000	2,500	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	19,200	利益剰余金	500	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(リース取引関係)

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 当社の当事業年度末のリース契約は全て、契約1件当りの金額が3,000千円以下のものがありますので記載を省略しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額 当社の当事業年度末のリース契約は全て、契約1件当りの金額が3,000千円以下のものがありますので記載を省略しております。</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,693千円 減価償却費相当額 515千円 支払利息相当額 32千円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 同 左</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額 同 左</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 195千円 減価償却費相当額 172千円 支払利息相当額 14千円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同 左</p>

(有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの (単位:千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	119,875	123,239	3,364
	小計	119,875	123,239	3,364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	581,383	540,849	40,533
	小計	581,383	540,849	40,533
合計		701,258	664,088	37,169

2. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
証券投資信託	19,572	38,109	9,825	-
合計	19,572	38,109	9,825	-

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
99,102	-	897

当事業年度(平成21年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
利付債	750,000	752,450	2,450
合計	750,000	752,450	2,450

2. その他有価証券で時価のあるもの (単位:千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	9,955	10,004	49
	小計	9,955	10,004	49
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	629,017	526,957	102,060
	小計	629,017	526,957	102,060
合計		638,972	536,961	102,011

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は49,910千円であります。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
証券投資信託	-	45,728	-	-
合計	-	45,728	-	-

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
-	-	-

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	64,056	73,642
(2) 年金資産		
(3) 未積立退職給付債務(1) + (2)	64,056	73,642
(4) 会計基準変更時差異の未処理額		
(5) 未認識数理計算上の差異		
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額)		
(7) 貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5) + (6)	64,056	73,642
(8) 前払年金費用		
(9) 退職給付引当金(7) - (8)	64,056	73,642

3. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
退職給付費用	9,741	16,882
(1) 勤務費用		
(2) 利息費用		
(3) 期待運用収益(減算)		
(4) 会計処理基準変更時差異の費用 処理額		
上記(1)から(3)については、簡便法を 採用しておりますので記載を省略して おります。		

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
(1) 割引率 (2) 期待運用収益率 (3) 退職給付見込額の期間配分方法 (4) 過去勤務債務の処理年数 (5) 会計基準変更時差異の処理年数 上記(1)から(3)については、簡便法を 採用しておりますので記載を省略して おります。		

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳 (繰延税金資産)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳 (繰延税金資産)
ソフトウェア償却超過額 17,777	ソフトウェア償却超過額 15,176
賞与引当金損金算入限度超過額 60,676	賞与引当金損金算入限度超過額 58,738
役員退任慰労引当金否認 19,246	役員退任慰労引当金否認 15,584
その他有価証券評価差額金 974	その他有価証券評価差額金 1,703
その他 <u>52,803</u>	退職給付引当金損金算入限度超過額 29,964
繰延税金資産計 151,479	その他 <u>10,785</u>
	繰延税金資産小計 131,952
	評価性引当額 —
	<u>15,584</u>
	繰延税金資産合計 116,368
(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
その他有価証券評価差額金 1,368	未収還付事業税 16,010
差引：繰延税金資産の純額 <u>150,110</u>	その他有価証券評価差額金 <u>19</u>
	繰延税金負債合計 —
	<u>16,030</u>
	差引：繰延税金資産の純額 <u>100,337</u>

税効果会計適用後の法人税等の負担率を試算した場合の負担率との差額

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

2.1 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

(%)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(関連当事者との取引)

前事業年度(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	2,016,033 百万円	金融業	被所有 直接50.91%	兼任 1名	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱等	代行手数料 (*1) 預金利息 (*2)	109,288 26,449	未払手数料 預金	8,744 5,946,669

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*2)預金に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度(自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,421,370 百万円	金融業	被所有 直接50.91%	兼任 1名	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱等	代行手数料 (*1) 預金利息 (*2)	84,595 28,644	未払手数料 預金	7,181 5,060,084

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*2)預金に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額 191,188円89銭 1 株当たり当期純利益 22,801円23銭	1 株当たり純資産額 190,355円78銭 1 株当たり当期純利益 3,301円36銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 875,567千円 普通株式に係る当期純利益 875,567千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 38,400株	1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 126,772千円 普通株式に係る当期純利益 126,772千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 38,400株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同 左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について

平成20年12月16日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・確定拠出年金法に規定する運営管理業務等の廃業

(2) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額（平成21年3月末日現在）

324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額（平成21年3月末日現在）

10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成21年3月末日現在)	事業の内容
農林中央金庫	3,421,370百万円	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

(3) 投資顧問会社

名称

Wellington Management Company,LLP

資本金の額（平成20年12月末日現在）

309百万ドル

事業の内容

米国を中心に40カ国以上にわたり、一任契約に基づくポートフォリオ運用業務およびポートフォリオ運用に関する助言業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社））

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務を行います。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

（２）販売会社（農林中央金庫^{（注）}）

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

（注）農林中央金庫は平成22年4月1日より、既保有の受益者向けを除き、新規の募集の取扱い・販売を中止いたします。

（３）投資顧問会社

委託会社から、親投資信託における外貨建資産の運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図、投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

当証券投資信託の販売会社である農林中央金庫は、委託者の発行済株式総数の50.91%を保有していません。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

第3【参考情報】

当計算期間中において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を以下のとおり提出しております。

書類名	提出年月日	提出先
有価証券報告書	平成20年12月16日	関東財務局
有価証券届出書	平成20年12月16日	
半期報告書の訂正報告書	平成20年12月17日	
半期報告書	平成21年6月16日	
有価証券届出書の訂正届出書	平成21年6月16日	

独立監査人の監査報告書

平成20年11月10日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南波 秀哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJA海外株式ファンドの平成19年9月19日から平成20年9月16日までの第8期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JA海外株式ファンドの平成20年9月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 正 明 印
指定社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次 印
指定社員
業務執行社員 公認会計士 南 波 秀 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月11日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJ A海外株式ファンドの平成20年9月17日から平成21年9月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J A海外株式ファンドの平成21年9月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注2) 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東 勝 次 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 村 真 敏 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 南 波 秀 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。